

医科点数等Q & A

(初・再診料)

Q 1 当院は無床診療所である。内科と皮膚科を標榜しており、それぞれ別の医師が診療を行っている。内科を受診（再診）した患者が、同日に皮膚科を受診（初診）した場合、皮膚科受診の際の「2科目初診料（144点）」は算定できるのか。

A 1 算定できます。ただし、皮膚科受診の疾患が内科で診療を受けた疾病または診療継続中の疾病と同一の疾病または互いに関連のある疾病である場合は算定できません。

(画像診断)

Q 2 慢性維持透析患者外来医学管理料を算定している患者に行った胸部の単純撮影の費用は管理料に包括され算定できないが、算定できなくても撮影部位の記載は必要なのか。

A 2 包括される単純撮影の部位記載は必要ありません。なお、慢性維持透析患者外来医学管理料に包括されない胸部以外の単純撮影の費用を算定した場合は、「摘要」欄に撮影部位を記載する必要があります。